

社援總発0928第1号
平成23年9月28日

岩手県、宮城県、福島県

茨城県、栃木県、千葉県、長野県 災害救助法担当主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長

東日本大震災の発生に伴い建設された応急仮設住宅における寒さ対策について

今次災害の復旧に当たり、各県のご尽力に敬意を表します。

東日本大震災の発生に伴い建設された応急仮設住宅における寒さ対策につきましては、これまでも、地域の特性や入居者の方の要望に応じて、断熱材の追加や窓の二重サッシ化、畳の後付けなど、追加的に対応した場合に必要となる相当な経費の増加額についても、災害救助法による国庫負担の対象となる旨のお知らせをしているところです。

しかしながら、依然として、応急仮設住宅における寒さ対策が不十分であるとのご意見やご指摘がある現状に鑑み、本格的な冬を迎える前に早急に措置を講ずる必要があります。そのため、改めて、別添に掲げる寒さ対策に要する経費についても、災害救助法の国庫補助の対象となる旨をお知らせしますので、早急な取組をお願いします。

(別添)

建設された応急仮設住宅における主な寒さ対策について

○構造

- ・壁、天井、床下への断熱材等の追加・補強
- ・すきま風防止用のシート等の追加・補強
- ・窓の二重サッシ化、複層ガラス化等
- ・居室へのたたみ設置
- ・玄関先への風除室の整備
- ・窓の雪囲いの設置（十手金具及び雪よけ板）
- ・屋根の転落防止アングルの設置（雪降ろし時）

○附帯設備

- ・エアコンの追加整備
- ・トイレの暖房便座化
- ・換気扇、換気口の追加整備（結露対策）
- ・水道管等の凍結防止
(水抜き(ドレン)、断熱材追加、凍結防止ヒーター整備)
- ・合併処理浄化槽の凍結防止
- ・エアコン室外機の高所設置化（積雪対応）
- ・電気設備拡充に伴う電気容量増強工事

○その他

- ・防風ネット・壁等の整備
- ・通路、駐車場の舗装及び排水用側溝の整備（除雪対応）
- ・堆雪場（雪捨て場）の配置